

第 75 号

令和 8 年度山梨県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,593,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574,712,606 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更及び追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		140,946,200	2,363,140	143,309,340
	1 地 方 交 付 税	140,946,200	2,363,140	143,309,340
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,662,594	160,729	2,823,323
	1 負 担 金	2,662,594	160,729	2,823,323
9 国 庫 支 出 金		54,121,052	17,250,531	71,371,583
	1 国 庫 負 担 金	23,957,780	83,316	24,041,096
	2 国 庫 補 助 金	29,374,224	17,162,215	46,536,439
	3 国 庫 委 託 金	789,048	5,000	794,048
10 財 産 収 入		1,257,252	13,505	1,270,757
	1 財 産 運 用 収 入	911,197	13,505	924,702

11 寄 附 金		89,620	250,000	339,620
	1 寄 附 金	89,620	250,000	339,620
12 繰 入 金		17,385,699	3,055,443	20,441,142
	2 基 金 繰 入 金	15,919,008	3,055,443	18,974,451
14 諸 収 入		72,763,231	11,508,708	84,271,939
	3 貸付金等償還金	67,130,503	11,404,762	78,535,265
	4 受託事業収入	1,663,469	11,079	1,674,548
	6 雑 入	1,313,683	92,867	1,406,550
15 県 債		49,368,000	7,991,000	57,359,000
	1 県 債	49,368,000	7,991,000	57,359,000
歳 入 合 計		532,119,550	42,593,056	574,712,606

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		994,633	30,893	1,025,526
	1 議 会 費	994,633	30,893	1,025,526
2 総 務 費		41,755,179	742,776	42,497,955
	1 総 務 管 理 費	21,158,960	225,473	21,384,433
	2 企 画 費	10,025,078	388,677	10,413,755
	4 市 町 村 振 興 費	1,933,173	6,981	1,940,154
	6 防 災 費	3,337,949	121,645	3,459,594
3 民 生 費		67,934,661	1,805,742	69,740,403
	1 社 会 福 祉 費	47,514,271	1,646,841	49,161,112
	2 児 童 福 祉 費	18,993,785	17,169	19,010,954
	3 生 活 保 護 費	1,288,697	141,732	1,430,429

4 衛 生 費		19,115,462	315,099	19,430,561
	1 公 衆 衛 生 費	5,153,786	1,445	5,155,231
	4 医 藥 費	10,743,820	313,654	11,057,474
5 勞 働 費		1,853,140	50,653	1,903,793
	1 勞 政 費	199,828	50,653	250,481
6 農 林 水 産 業 費		22,788,700	2,157,550	24,946,250
	1 農 業 水 産 業 費	4,913,896	67,320	4,981,216
	2 畜 産 業 費	1,155,057	41,472	1,196,529
	3 農 地 費	7,905,814	437,377	8,343,191
	4 林 業 費	8,813,933	1,611,381	10,425,314
7 商 工 費		56,897,801	14,007,576	70,905,377
	1 商 工 費	55,823,559	14,007,576	69,831,135
8 土 木 費		68,455,143	16,639,714	85,094,857

	2 道路橋りょう費	33,867,406	9,540,823	43,408,229
	3 河川砂防費	15,541,855	3,605,267	19,147,122
	4 都市計画費	7,252,155	2,500,979	9,753,134
	5 住宅費	8,531,486	992,645	9,524,131
10 教育費		103,584,677	6,843,053	110,427,730
	1 教育総務費	16,570,118	6,298,252	22,868,370
	4 高等学校費	15,466,829	470,601	15,937,430
	8 大学費	2,017,855	74,200	2,092,055
歳出合計		532,119,550	42,593,056	574,712,606

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	2 企 画 費			地域環境保全対策費	117,380
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費			県営土地改良事業費	730,800
				団体営土地改良事業費	25,000
				農村地域活性化 農道整備事業費	30,825
				障害防止対策耕地事業費	63,000
				農村地域防災減災事業費	94,500
	4 林 業 費			森林管理道開設費	108,746
				林道改良費	459,242
				林道舗装費	36,556
				森林居住環境整備事業費	161,272
				山村地域活性化 林道整備事業費	279,235

				復 旧 治 山 費	271,258
				予 防 治 山 費	116,370
				水土保全治山事業費	103,650
				水源地域緊急整備事業費	107,836
				災害関連緊急治山費	59,861
	1 土 木 管 理 費			生 活 関 連 土 木 施 設 整 備 事 業 費	21,000
	2 道路橋りょう費			道 路 維 持 修 繕 費	306,000
				県道橋りょう改築費	258,000
				緊 急 道 路 整 備 費	201,000
				国道橋りょう修繕費	12,000
				統合一級河川整備事業費	199,000
				基幹河川改修事業費	107,800
				広域連携河川改修費	203,000

8 土 木 費	3 河 川 砂 防 費			県単独河川改良費	1,846,000
				県単独河川維持修繕費	762,000
				通常砂防事業費	90,000
				砂 防 事 業 費	881,000
				県単独急傾斜地崩壊 対 策 事 業 費	48,000
				堰 堤 改 良 事 業 費	143,500
				災害関連緊急砂防等 事 業 費	480,000
	4 都 市 計 画 費			都 市 公 園 建 設 費	172,000
	5 住 宅 費			県 営 住 宅 管 理 費	55,970
				県 営 住 宅 建 設 費	345,637
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	施 設 整 備 費	95,432	施 設 整 備 費	234,124
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費			高 校 施 設 整 備 費	470,601

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
製造業者の県内への立地事業等に対し助成すること。	令和9年度	147,906 千円	令和9年度	285,875 千円
		金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金に		金融機関が、経済変動対策融資として総額 27,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金に

		ついて、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915 中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた		ついて、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915 中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた
--	--	---	--	---

山梨県信用保証協会が、令和 8 年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。	令和 8 年度から 令和25年度まで	保険金の額を控除した額の 80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては 75%以内(ただし、経営安定関連保証 1 号若しくは 4 号又は災害関係保証を付したものについては 20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和 5 年 2 月 6 日 付 け、20230130 中 庁 第 3 号)による保証を付したものについては 10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては 20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては 55%以内、経営再生支援融資に係るものについては	令和 8 年度から 令和25年度まで	保険金の額を控除した額の 80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては 75%以内(ただし、経営安定関連保証 1 号若しくは 4 号又は災害関係保証を付したものについては 20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和 5 年 2 月 6 日 付 け、20230130 中 庁 第 3 号)による保証を付したものについては 10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては 20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては 55%以内、経営再生支援融資に係るものについては
--	-------------------------------	--	-------------------------------	--

		65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については25%以内とする。）		65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については25%以内とする。）
県立美術館における企画展の開催について契約を締結すること。			令和8年度から 令和9年度まで	53,000 千円

県立博物館における企画展の開催について契約を締結すること。			令和8年度から 令和10年度まで	68,000 千円
県立文学館における企画展の開催について契約を締結すること。			令和8年度から 令和9年度まで	9,000 千円
令和8年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	令和9年度から 令和28年度まで	融資限度額1,000,000 千円の利率年1.85% 以内	令和9年度から 令和28年度まで	融資限度額1,813,000 千円の利率年1.85% 以内
令和8年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	令和9年度から 令和23年度まで	融資限度額30,000 千円の利率年0.61% 以内	令和9年度から 令和23年度まで	融資限度額30,000 千円の利率年1.06% 以内
令和8年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	令和9年度から 令和33年度まで	融資限度額66,000 千円の利率年0.25% 以内	令和9年度から 令和33年度まで	融資限度額66,000 千円の利率年0.33% 以内
令和8年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給を行うこと。	令和9年度から 令和15年度まで	融資限度額160,000 千円の利率年1.086% 以内	令和9年度から 令和15年度まで	融資限度額160,000 千円の利率年1.521% 以内
国庫補助土地改良事業（畑地帯総合整備事業）について請負契約を締結すること。			令和9年度	620,000 千円
国庫補助農地防災事業（用排水施設等整備事業）について請負契約を締結すること。			令和9年度から 令和10年度まで	293,000 千円
国庫補助農地防災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）について請負契約を締結すること。			令和9年度	150,000 千円

国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結すること。			令和9年度	230,000 千円
リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業について請負契約を締結すること。			令和9年度	200,000 千円
国庫補助国道橋りょう改築事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	500,000 千円	令和9年度	700,000 千円
国庫補助国道橋りょう改築事業について請負契約を締結すること。	令和9年度から 令和10年度まで	2,800,000 千円	令和9年度から 令和10年度まで	6,030,000 千円
国庫補助県道橋りょう改築事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	130,000 千円	令和9年度	920,000 千円
国庫補助緊急道路整備改築事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	1,000,000 千円	令和9年度	2,020,000 千円
国庫補助国道橋りょう修繕事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	586,000 千円	令和9年度	836,000 千円
国庫補助国道橋りょう修繕事業について請負契約を締結すること。			令和9年度から 令和10年度まで	300,000 千円
国庫補助国道橋りょう修繕事業について委託契約を締結すること。			令和9年度	60,000 千円
国庫補助県道橋りょう修繕事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	470,000 千円	令和9年度	1,300,000 千円

国庫補助統合一級河川整備事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	590,000 千円	令和9年度	1,340,000 千円
国庫補助統合一級河川整備事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。			令和9年度	100,000 千円
国庫補助基幹河川改修事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	340,000 千円	令和9年度	440,000 千円
国庫補助広域連携河川改修事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	110,000 千円	令和9年度	230,000 千円
国庫補助広域連携河川改修事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和9年度	130,000 千円	令和9年度	295,000 千円
県単独河川改良事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	120,000 千円	令和9年度	390,000 千円
国庫補助大門ダム堰堤改良事業について請負契約を締結すること。			令和9年度	40,000 千円
国庫補助大門ダム堰堤改良事業について請負契約を締結すること。			令和9年度から 令和10年度まで	320,000 千円
国庫補助通常砂防事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	240,000 千円	令和9年度	1,610,000 千円
国庫補助火山砂防事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	50,000 千円	令和9年度	290,000 千円

国庫補助急傾斜地崩壊対策事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	170,000 千円	令和9年度	700,000 千円
砂防事業について請負契約を締結すること。			令和9年度	50,000 千円
県単独急傾斜地崩壊対策事業について請負契約を締結すること。			令和9年度	110,000 千円
国庫補助街路事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	230,000 千円	令和9年度	1,010,000 千円
国庫補助街路事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和9年度	149,000 千円	令和9年度	245,500 千円
国庫補助街路事業について物件移転補償契約を締結すること。			令和9年度	50,000 千円
国庫補助緊急街路整備事業について請負契約を締結すること。			令和9年度	100,000 千円
生活関連土木施設整備事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	80,000 千円	令和9年度	110,000 千円
国庫補助都市公園建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	200,000 千円	令和9年度	535,000 千円
国庫補助県営住宅建替事業について請負契約を締結すること。			令和9年度から 令和10年度まで	2,149,862 千円

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 地 費	1,711,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0 % 以 内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。	1,841,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0 % 以 内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものとする。ただし、 財政その他の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。
林 業 費	1,194,000	同 上	同 上	同 上	1,807,000	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう費	5,912,000	同 上	同 上	同 上	9,824,000	同 上	同 上	同 上
河 川 砂 防 費	1,658,000	同 上	同 上	同 上	3,176,000	同 上	同 上	同 上

都 市 計 画 費	1,002,000	同 上	同 上	同 上	2,048,000	同 上	同 上	同 上
住 宅 費	351,000	同 上	同 上	同 上	913,000	同 上	同 上	同 上
高等学校建設費	138,000	同 上	同 上	同 上	348,000	同 上	同 上	同 上
計	49,368,000				57,359,000			